

## 関税率表解説

HS 品目表の改正内容	関税率表解説の改正内容
かんきつ類の果実に係る号の新設（第 08. 05 項）	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）に係る号が新設されたことに伴い、号の範囲に係る記載を追加する。
ペルフルオロオクタンスルホン酸等に係る号の新設（第 29. 04 項等）	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約により、製造及び使用が規制される、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、これを含有する化学調製品等に係る号が新設されたことに伴い、関連する記載を整備する。
スクラロースに係る号の新設（第 2932. 14 号）	人工甘味料として使用されるスクラロースに係る号が新設されたことに伴い、関連する記載を整備する。
アルカロイドの範囲拡大に係る改正（第 29. 39 項）	第 29. 39 項には、従来、植物アルカロイドのみが分類されていたが、菌類アルカロイド、動物アルカロイド等、植物アルカロイド以外のアルカロイドも分類されるよう項の範囲が拡大されたことに伴い、例示の追加等を行う。
免疫産品に係る号の新設（第 30 類号注 1、第 3002. 13 号～第 3002. 15 号）	免疫産品について、混合したものであるかないか、投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものであるかないかにより複数の号が新設されたことに伴い、号の範囲に係る記載を整備する。
ポリエチレンテレフタレートに係る号の新設（第 3907. 61 号）	粘度数が 1 グラムにつき 0.78 ミリリットル以上のポリエチレンテレフタレートに係る号が新設されたことに伴い、我が国で主として使用される固有粘度を用いた値を追記する等、関連する記載を整備する。
熱帯産木材に係る号注の削除（第 44 類号注 2）	「熱帯産木材」を特定する第 44 類号注 2 の規定が削除されることに伴い、現行の関税率表解説第 44 類の付表に記載される「熱帯産木材」が今次改正より「熱帯産木材」として取り扱われることとなることから、所要の整備を行う。
抗マラリア関連物品に係る号の新設（第 3002. 11 号、第 6304. 20 号）	マラリア診断試験キット、抗マラリアの効果がある特定の薬剤を染み込ませ又は塗布した蚊帳等に係る号が新設されたことに伴い、関連する記載を整備する。
陶磁製の舗装用品等に係る項及び号の再編（第 69. 07 項）	陶磁製の舗装用品、仕上げ用の陶磁製品等は、従来、うわぐすりの有無により異なる項に分類されていたが、項を統合し、吸水率に応じて分類されることとなったことに伴い、吸水率の計算方法等関連する記載を整備する。
農業機械に係る号の新設（第 84. 24 項、第 84. 32 項）	農業用又は園芸用の噴霧器、不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機、トラクター等に係る号が新設されたことに伴い、関連する記載を整備する。

## 主な改正の概要（平成 29 年 1 月 1 日適用）

マルチコンポーネント集積回路 (MCO) に係る改正（第 85 類注 9 (b) (iv)、第 85. 42 項）	従来、機器の部分品として分類されていたマルチコンポーネント集積回路 (MCO) について、第 85 類注 9 (b) (iv) の規定が新設され、集積回路として第 85. 42 項に分類されることになったことに伴い、関連する記載を整備する。
ハイブリッドカー等に係る号の新設（第 87. 02 項、第 87. 03 項）	ハイブリッドカー、プラグインハイブリッドカー及び電気自動車に係る号が新設されたことに伴い、関連する記載を整備する。
一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品に係る項の新設（第 96. 20 項）	三脚等は、従来、機器の部分品若しくは附属品として、又は、構成材料により分類されていたが、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を一括して分類する項が新設されたことに伴い、関連する記載を整備する。

## 分類例規第 1 部（国際分類例規）

HS 品目表の改正内容	国際分類例規の改正内容
主として香料用、医療用等に供する植物及びその部分の範囲拡大に係る改正（第 12. 11 項）	第 12. 11 項には従来、生鮮のもの又は乾燥したものののみが分類されていたが、冷蔵したもの又は冷凍したものも含まれることになったことに伴い、従来 20. 08 項に分類されていた「冷凍おたねにんじん」の事例を削除する。
軽質油及びその調製品に係る規定の改正（第 27 類号注 4）	「軽質油及びその調製品」を定義する第 27 類号注 4 の規定が改正され、従来の「ASTM D 86」の方法に加えて、「ISO 3405」の方法も規定されたことに伴い、関連する記載を修正する。
発光ダイオード (LED) ランプに係る号の新設（第 8539. 50 号）	LED ランプは、従来、固有の機能を有するその他の電気機器として第 8543. 70 号に分類されていたが、フィラメント電球等が分類される第 85. 39 項に LED ランプに係る号が新設されたことに伴い、該当する国際分類例規の事例の号の番号を変更する。
ハイブリッドカーに係る号の新設（第 87. 03 項）	ハイブリッドカーは、従来、エンジンの出力と電動機の出力を比較し、出力の大きい方の号に分類していたが、ハイブリッドカーに係る号が新設されたことに伴い、該当する国際分類例規の事例の号の番号を変更する。
一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品に係る項の新設（第 96. 20 項）	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品に係る項が新設されたことに伴い、該当する国際分類例規の事例の号の番号を変更する。

## 分類例規第 2 部（国内分類例規）

品目表の改正内容	国内分類例規の改正内容
冷凍鶏肉に係る統計細分の新設（第 0207. 14 号）	輸出統計品目表第 0207. 14 号に新設された統計細分「もも及びむねのもの」に含まれる物品を明確化する。

## 主な改正の概要（平成 29 年 1 月 1 日適用）

ウスター・ソース等に係る統計細分の新設（第 2103.90 号）	輸出統計品目表第 2103.90 号に新設された統計細分「ウスター・ソースその他これに類する物品」に含まれる物品を明確化する。
製材のうち特定の針葉樹に係る号の新設（第 4407.11 号及び第 4407.12 号）	「松（マツ属のもの）のもの」及び「もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの」の号が新設されたことに伴い、所要の整備を行う。
ラフテレンクレーンに係る統計細分の新設（第 8426.41 号）	輸出統計品目表第 8426.41 号に新設されたラフテレンクレーンに係る統計細分に含まれる物品を明確化する。
LED ランプに係る号の新設（第 8539.50 号）	輸入統計品目表第 8539.50 号に新設された LED ランプに係る統計細分に含まれる物品を明確化する。